

会津大学イノベーション・創業教育プログラム実施要領

(趣旨)

第 1 この要領は、会津大学(以下「大学」という)学部学生がコンピュータ理工学に根差した学生による起業に資する能力を確立させるため、イノベーション及び創業に係る資質を向上させることを目的に、必要事項を定める。

(イノベーション・創業教育プログラム)

第 2 イノベーション・創業教育プログラム(以下「本プログラム」という)は、大学のコンピュータ理工学科に在籍する学生(以下「学生」という)が行う次の(1)(2)(3)で構成される。

(1) コンピュータ理工学科の専門教育科目のうち「その他の科目」として設置している科目のうち、以下に指定した科目(以下「指定科目」という)

指定科目

区分	科目コード	授業科目の名称	この科目の単位数	この区分でこのコースを修了するのに必要な最低単位数
A	OT01	ベンチャー基本コース各論 I, II	各2単位	2単位
B	OT02	ベンチャー体験工房①～④	各1単位	2単位
	OT03	課外プロジェクト	各1単位	
C	OT09	課外活動コース I	各1単位	2単位
	OT10	課外活動コース II	各2単位	
D	OT11	ICT ベンチャー起業と経営	2単位	2単位

(2) イノベーションや創業に関連する下記①～③の大学主催の研修(以下「認定研修」という)

認定研修

- ① 海外事業開発プロジェクト
- ② ICT 創業トライアル
- ③ その他、①②以外で特に大学が本プログラムの認定研修と見なしたもの

(3) チャレンジャーバッジ

(本プログラムに在籍する者)

第3 本プログラムに在籍する者とは学生のうち、本プログラムを修了することを目的に、本プログラムへの参加の届出(様式1号)を行った者とする。

(本プログラムの修了)

第4 学生が本プログラムの修了認定を受けるには下記(1)、(2)及び(3)の全ての条件を満たした上、成績証明書、(2)の修了証、チャレンジャーバッジ付与の通知をイノベーション・創業教育プログラム修了認定申請書(様式2号)に添えて提出しなければならない。

(1) 修了に必要な指定科目

指定科目のうち次のA～Dのすべての単位の修得を満たすこと。

- A OT01 から 2 単位以上
- B OT02, OT03 から 2 単位以上
- C OT09, OT10 から 2 単位以上
- D OT11 2 単位

(2) 修了に必要な認定研修

認定研修のうち1つの修了証の交付を受けていること。(ただし上記(1)Cで用いた研修を除く。)

(3) 修了に必要なチャレンジャーバッジの取得

大学チャレンジャーバッジシステムのチャレンジャーバッジの獲得について、次のA～Bのいずれかを取得していること。

- A 金バッジ、銀バッジ、銅バッジ いずれか1枚以上
- B コイン 5 枚以上

附則

1 この要領は、2020年7月1日から施行する。

2 この要領の改正は、2021年7月21日から施行する。また、第2(2)③については、施行前も含め過去に行った研修に対しても適用できるものとする。